自治医科大学照明設備賃貸借事業（リース契約）

仕　様　書

２０２６年6月

自 治 医 科 大 学

Ⅰ　概要

この仕様書は、自治医科大学(以下「甲」という。)所有の照明器具をＬＥＤ照明器具に交換するため、賃貸人(以下「乙」という。)に対し、適正な履行を確保するため、必要な事項を定める。

Ⅱ　履行場所

栃木県下野市薬師寺３３１１－１

（１）本館

（２）新館

（３）子ども医療センター

Ⅲ　対象物品（物件)

賃貸借の対象物品は、ＬＥＤ照明ランプ、ＬＥＤ照明器具、附属品及びその他設置に必要な資材一式（以下「物件」という。）とする。

Ⅳ　工事条件

①物件の運搬、搬入、設置、調整を含む。

②既存照明の撤去、運搬、処分を含む。

③履行期間内の物件の維持管理を含む。

Ⅴ　履行期間

２０２６年7月　日　～　２０２７年3月３１日

Ⅵ　工事仕様書

１　一般事項

（１）作業時間	外来ゾーン等診療に支障を来すエリアにおいては、診療日以外と、９：００～１７：００とする。それ以外のエリアにおいては平日とし、作業時間は同様とする。事前に係員の許可を得た場合は、この限りではない。 また、停電を伴う作業については、事前に係員の許可を得ること。
（２）工程表	事前に工事工程表を提出し、工程の説明を行い係員に承認を得ること。
（３）器材搬入等	器材の搬入路・作業場及び駐車は指示に従うこと。
（４）清　掃	工事に伴う清掃は十分に行うこと。
（５）作業態度	大学･病院内での作業であることをわきまえ、騒音・ほこり・異臭等の発生や、立入許可が必要な場所への無断立入など業務に支障が生じないよう十分に注意して作業を行うこと。
（６）作業責任	仕様書に明記のない場合においても技術的並びにその性質上当然必要な事については、誠意をもって施工すること。
（７）作業報告	工事責任者は、作業結果を大学所定の日報により作業報告を行うこと。 また提出日は、原則として当日とする。
（８）使用材料	指定のない材料（配管等）の材料・規格等については、既設を参考にこれと同等以上のものを使用すること。
（９）疑　義	仕様書に明記のない場合、または、仕様書に記載等に疑義がある場合は係員に申し出てその指示を受ける。

２　提出書類

（１）着手時に提出書類（各１部）

①着手届出書

②現場代理人選任届

~~③監理技術者選任届~~

④社内組織表

⑤現場係員編成届

⑥下請業者選定届

⑦機器・材料製造者選定届

⑧損害保険証書（写し）

⑨運営計画書

⑩基本工程表

（２）工事期間中に提出する書類（各１部）

①週間及び月間工程表

②施工計画書、施工要領書

③工事日報

④施工図、承認図（※必要に応じて２部）

⑤連絡書、打合せ記録、質疑書（変更協議を含む）

⑥試験成績書、検査記録報告書

⑦廃棄処分契約書（写）及び処理表

（３）完成時に提出する書類（各２部）

①自主検査報告書及び施主完成検査記録

②完成届

③完成引渡書、受理書

④竣工図、施工図

※ＣＡＤ使用の場合はＣＤ－Ｒに保存し提出する。

⑤工事写真

着工前・施工中(ポイントを整理して記録する)・竣工時を印刷して２部提出し、

データはＣＤ－Ｒに保存し提出する。

３　注意事項等

（１）騒音発生及び火気使用にあたっては、事前に係員の許可を得ること。

（２）工事に伴う騒音・振動・臭気等が工事範囲外に影響を及ぼす作業は、事前に係員と協議の上、承諾後施工すること。

（３）工事に使用する機器・材料で消防法に基準のあるものは、これに適合したものを使用する。

（４）機能停止中の防災対策に協力すること。(官庁指導の確認等)

（５）自治医科大学構内は、患者・学内者の安全に特に配慮すること。(適宜ガードマン、誘導員を配置のこと。)

（６）平日の通勤時間帯（７：３０～８：３０）は、工事車両の構内乗り入れを行わないこと。

（７）インフラ停止や既設建物へ立ち入り、騒音・振動作業は事前に担当係員に報告し、許可を得ること。

（８）既存建物の業務を最優先とし、運営に支障が無いように協力すること。

（９）諸官庁との協議・打合せ等は、必要に応じ、業務の範囲として適宜行うこと。
（１０）新型コロナウィルス等の感染症予防対策を適切見込むこと。
（１１）新型コロナウィルス等の感染予防の観点から、国及び地方公共団体等から緊急事態宣言や休業要請があった場合は、発注者と協議のうえ、これに従うこと。なお、この場合の工期延長については、柔軟に対応する。

Ⅶ　製品仕様及び数量について

ＬＥＤ照明器具の仕様については、下記記載の要求水準を満たす機器とする。また、数量については、別添資料⑧--1-1～11-2 記載のとおりとする。

ＬＥＤ照明器具仕様の要求水準

項　目	水準
ちらつき対策	電気用品安全法施工令別表８８６の６の２：ＬＥＤランプ　イ構造（２）の技術基準を遵守したもの。(光出力はちらつきを感じないものであること。)
ノイズ対策	電気用品安全法の基準をクリアすること。
定格寿命	全光束が設計値の７０％となるまでの総点灯時間が４０，０００時間以上であること。
安全対策	ＬＥＤ照明の既存の照明器具に誤装着した場合、人体に危害を加えるおそれのある電流が流れない構造であること。
品質管理体制	ＩＳＯ９００１の認証取得工事で製造していること。
その他	・採用する照明器具は日本国内に本社を有し、大学又は病院においての導入実績のある製造会社であること。 ・(一財)日本照明工業規格ＪＬＭＡ３０１、技術資料３０４及びガイド３０１を準拠していること。 ・採用する照明器具の光束は２，０００１ｍ以上とすること。

Ⅷ　設置仕様について

１　必要な部品や消耗品はすべて乙の負担とする。
２　施工にあたっては、既存照明器具の安定器を切断の上、結線処理するほか、ダウンライト等の照明器具については、既存器具を撤去の上、器具交換すること。なお、切断した安定器は残置とする。
３　撤去した不要となった既存蛍光灯又は器具は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守のうえ、乙が適正に処分するものとするが、使用可能な蛍光灯等で係員が指示するものは甲に引き渡すこと。
４　作業時の要件
（１）建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、その他建設業等関係法令を遵守した施工を行うこと。
（２）本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(最新版)」によること。
（３）施工にあたっては、現地調査を十分に行い、必要な場合は劣化したソケット(接触不良、割れバネ不良)及び電線については交換を実施し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
（４）作業足場については乙の負担とし、法令等に基づき適切に設置及び管理すること。
（５）照明器具設置後は、係員立会いの下、完了確認を受けること。

（6）作業にあたり、係員と打合せを実施した場合は、打合せ記録を作成し提出すること。

（7）作業時の養生は原則シート養生程度とするが、必要な場合は乙の負担で既存施設及び什器等を毀損しないように適切に養生すること。

（8）現地試験について

①照度測定は、施工前、施工後の日没後に実施し、施工前の照度を満たしている照度であることを測定し記録すること。その他係員の指示に従うこと。

②絶縁測定は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき、分電盤の分岐回路毎に施前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認すること。

③現地試験の日程時間については、係員と協議のうえ決定すること。

④現地試験の結果、不具合が発見された場合は、乙の負担及び責任において、器具が正常に動作するよう必要な調整作業を行うこと。

Ⅸ　その他

1　乙以外の事業者が器具の設置作業、現地試験、維持管理等、当該契約の一部を履行する場合は、乙はあらかじめ書面により通知し甲の承認を得ること。

2　賃貸借期間開始前に設置完了した場所から順次、器具の使用を行うこととする。不点灯等が発生した場合は、乙の負担において、交換、修理を行うものとする。

3　仕様書の内容と現場の状況に相違があった場合は、甲乙協議することとする。

4　仕様書に定めのない事項や本契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定することとする。